

## 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

### 1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

### 3 報告事項

#### (1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
<b>推薦事務の改善</b>	<b>手続きの簡素化</b>	<b>再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討</b>	<b>R 7 一斉改選</b>

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

裏面あり

## (2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

### ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <b>【条件】</b> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

### イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

### ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）	
<b>負担軽減・活動支援</b>  <b>業務量の軽減</b> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	<b>業務の見直し・効率化</b>	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
		・報告書類のデジタル化（アプリ化）	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
	<b>補助人員を導入する</b>	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
		<b>依頼業務の精選</b>	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	<b>負担感の軽減</b> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	<b>活動のサポート強化</b>	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定
		<b>地区民児協の運営支援</b>	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
			<b>情報共有</b>	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討
<b>地域との連携によるサポート強化</b>		・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	
<b>活動費等の見直し</b>		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）	R6	
		・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	
<b>活動と生活の明確な線引き</b>	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
----------	--------------------------	--------------------------	-----------

**人材確保**

**広報の強化**

・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される  
 ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる

「民生委員は大変」というイメージの払拭

・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報  
 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報

民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報

R6

地域住民との共通理解

・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布

民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報

R6

**人材確保**

・高齢化などで担い手が見つからない

担い手確保の仕組みづくり

・候補者の新たな発掘先の検討

現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討

今後取組予定

**推薦事務の改善**

**推薦の負担軽減**

・再任者も新任者と同等の書類作成が必要

手続きの簡素化

・再任手続きの簡素化  
 ・推薦時の様式の簡素化

再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする  
 様式の更なる簡素化

R7一斉改選  
 R7一斉改選

推薦要件緩和

・居住要件など推薦要件の緩和の検討

居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討

今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

## 民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

### 1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換  
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告（区民児協⇒地区民児協）  
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

### 2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

### 3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやっけて頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

## 令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付及び 12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 7 年 11 月 30 日）までとなります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

### 3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和 6 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 3 月～4 月 ・令和 6 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

#### 4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

#### 5 添付資料

- 資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和5年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

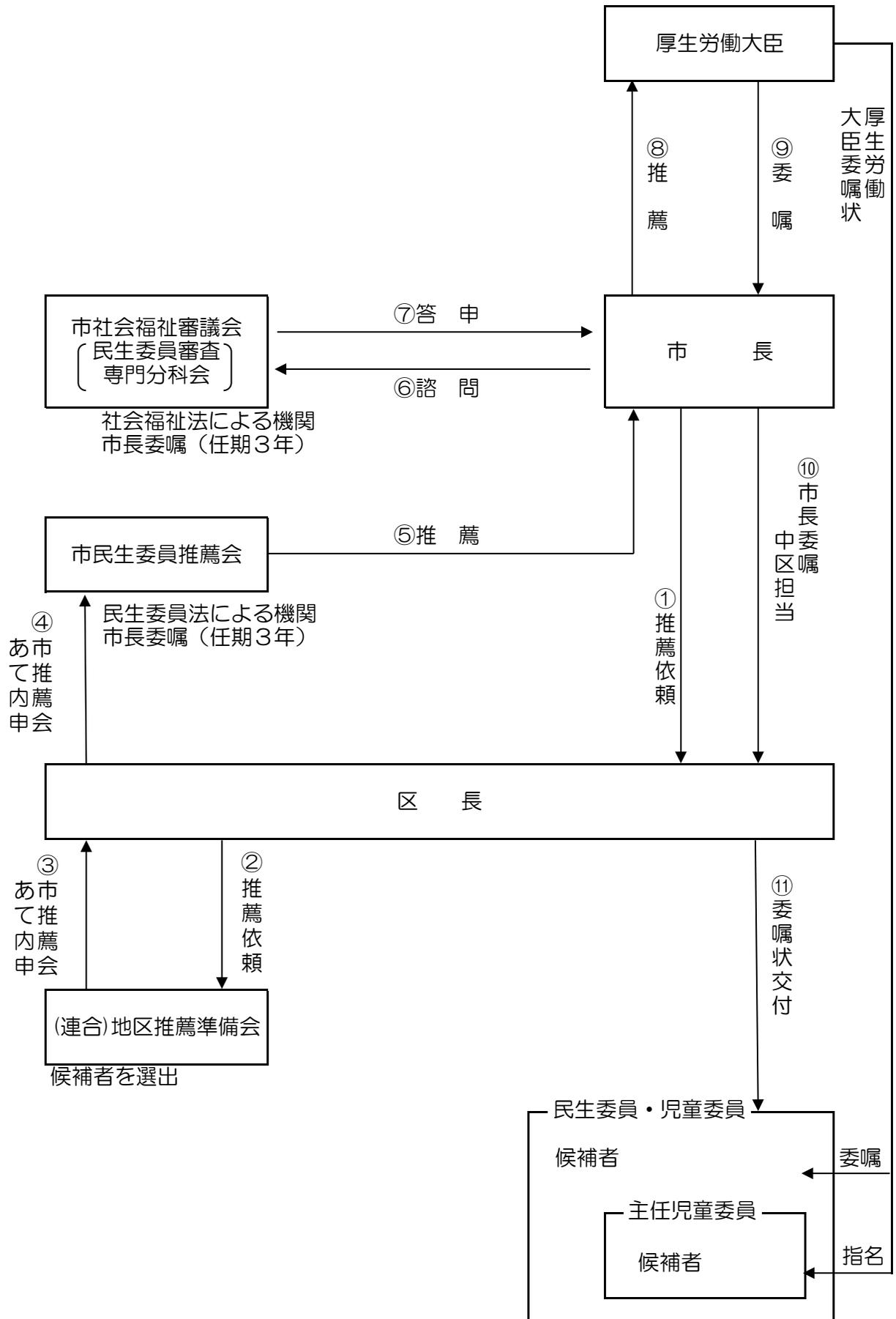
FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

## 令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催
11 月	上旬 中旬 下旬		厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱

# 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

### 【社協等会費の負担】

年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 <b>74歳</b>まで （昭和24年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和30年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>74歳</b>まで （昭和24年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 <b>58歳</b>まで （昭和40年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和44年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>64歳</b>まで （昭和34年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和38年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p><b>3年</b> 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

**開催までの準備**

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

**開催**

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

**候補者の内申**

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 令和5年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	886	2,989	3,875	530	22	468	490	4,743	908	3,457	4,365
鶴見区	305	82	218	300	34	7	26	33	339	89	244	333
神奈川区	282	48	206	254	36	1	33	34	318	49	239	288
西区	123	26	84	110	12	1	11	12	135	27	95	122
中区	167	32	120	152	26	2	20	22	193	34	140	174
南区	248	62	166	228	33	1	31	32	281	63	197	260
港南区	261	42	196	238	30	1	27	28	291	43	223	266
保土ヶ谷区	255	44	185	229	46	1	43	44	301	45	228	273
旭区	293	49	209	258	40	2	31	33	333	51	240	291
磯子区	216	43	148	191	20	1	14	15	236	44	162	206
金沢区	248	37	179	216	32	0	30	30	280	37	209	246
港北区	375	84	264	348	46	1	45	46	421	85	309	394
緑区	204	39	155	194	23	0	23	23	227	39	178	217
青葉区	298	45	236	281	32	0	29	29	330	45	265	310
都筑区	168	48	106	154	20	3	14	17	188	51	120	171
戸塚区	305	74	220	294	38	0	34	34	343	74	254	328
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	97	135	24	0	22	22	172	38	119	157

\* 定数は令和5年12月1日現在



# 民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



## 日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

## 活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

## 次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

## 民生委員活動の基本

### 地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

### 民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

### 身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

## 活動費の支給と会費のご負担

### <活動費の支給> 年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

### <会費のご負担> 年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：中区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：中尾・有川

## 民生委員の推薦スケジュールについて

(令和6年)

令和6年 7月 1日委嘱

→ 欠員地区のみ 補充候補者の推薦

令和6年12月 1日委嘱

→ 欠員地区のみ 補充候補者の推薦

<年齢要件>

民生委員：74歳まで（昭和24年4月2日以降出生）

主任児童委員：64歳まで（昭和34年4月2日以降出生）

(令和7年)

令和7年 7月 1日委嘱

→ 欠員地区のみ 補充候補者の推薦

令和7年12月 1日委嘱

→ 一斉改選 候補者の推薦

※再任手続きの簡素化

年齢要件の変更

お問合せ先：中区福祉保健課 中尾・有川  
電話：045-224-8151

自治会・町内会長 様

横浜市中区長 小林 英二  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 6 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 6 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 6 年 5 月、8 月、12 月 (または 11 月)、令和 7 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日まで、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和 7 年 1 月号は、令和 6 年 12 月 29 日までにお届けします。)

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月と令和7年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

中区区政推進課広報相談係 Tel224-8123 FAX224-8214

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：中区区政推進課広報相談係

Tel224-8123 FAX224-8214

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

### 1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

### 3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

### 4 申請について

#### (1) 申請期間

令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

#### (2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

### 5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。Eメール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電話：045-451-7740（受付時間 平日9:00～17:00）

・Email：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

・所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩15分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩10分/  
京浜急行「神奈川」駅より徒歩5分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で10MBまでです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

## 6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEB ページ)

## 7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 川口、江口  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# 横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

## 1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

## 2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

## 3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設  
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

## 4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

## 5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

## 6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。  
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

## 7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

## 8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

## 9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



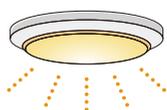
(市WEBページ)

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

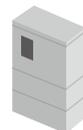
## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

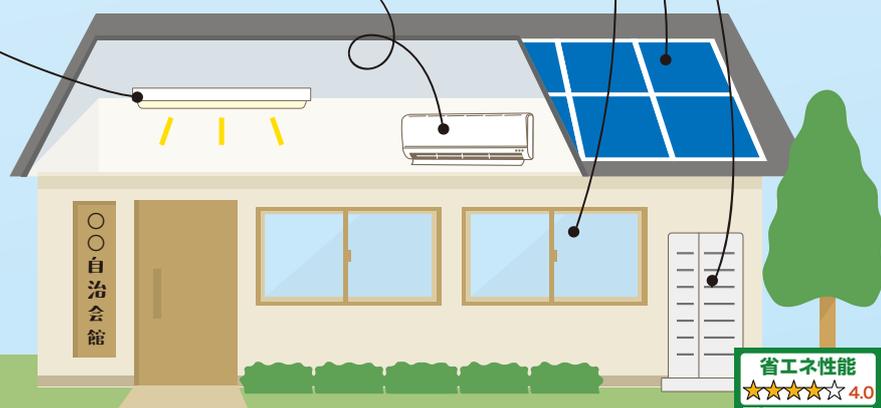
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している\* **自治会町内会・地区連合町内会**

\*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担  
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

**3月1日** 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告  
期限

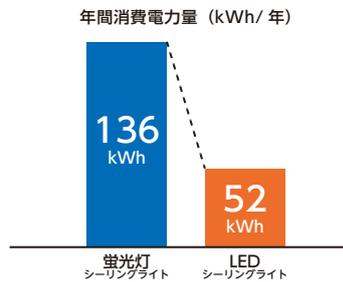
令和6年

**12月27日** 金

# 導入効果

## LED 照明器具

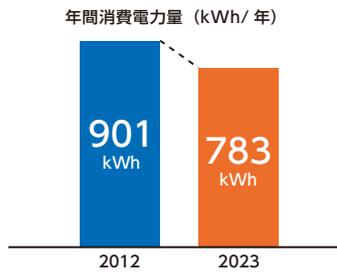
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 38kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 53kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
 （施工前との比較）  
 年間 CO<sub>2</sub>排出量  
**約 340kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外）</li> <li>統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1</li> <li>既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）</li> </ul>	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上</li> <li>【業務用】トップランナー基準達成製品</li> </ul>	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入</li> <li>居室1室以上の全ての開口部の断熱改修</li> </ul>	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、発電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> </ul>		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> <li>太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可</li> </ul>		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

中共募発 69 号  
令和 6 年 2 月 19 日

地区連合町内会 会長 様

神奈川県共同募金会中区支会  
支会長 松澤 秀夫

令和 5 年度 赤い羽根共同募金受付状況と  
令和 6 年度 戸別募金ご協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

赤い羽根共同募金運動につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

共同募金の受付状況につきまして、募金種類ごとにご案内させていただきますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、令和 6 年度の戸別募金につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までを実施期間といたしますので、引き続き各地区連合町内会および自治会町内会皆さまのご協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年度の中区支会の事業計画（案）、予算（案）につきましては、3 月に書面にて開催する「第 2 回中区支会委員会」資料にてご確認をお願いします。

添付資料

- ・ 令和 5 年度赤い羽根共同募金受付状況表（令和 6 年 1 月 31 日現在）

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当：中橋  
電話 681-6664 FAX 641-6078

# 令和5年度赤い羽根共同募金受付状況

共同募金会中区支会

令和6年1月31日現在 単位(円)

種別	区分	1世帯 目安額	令和4年度 実績額	令和5年度 実績額	前年対比 (%)	
共同募金	一般募金	戸別募金	245	5,396,558	5,190,903	96%
		街頭募金	—	201,210	271,374	135%
		法人募金	—	1,511,000	1,457,547	96%
		校内募金	—	152,332	127,208	84%
		イベント募金	—	3,241	19,424	599%
		職域募金	—	172,277	203,840	118%
		その他募金	—	243,803	190,248	78%
		計(1)		7,680,421	7,460,544	97%
	年末たすけあい	戸別募金	60	1,768,614	1,702,463	96%
		その他募金	—	0	27,058	
		計(2)		1,768,614	1,729,521	98%
	計(1)+(2)			9,449,035	9,190,065	97%

備考：目安額は「目安額」×世帯数×90%

中日赤発第 14 号  
令和 6 年 2 月 19 日

自治会町内会長 様

日本赤十字社  
神奈川県支部中区地区委員会  
事務局長 鏑木 克芳

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、赤十字運動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、日赤会費募集に際しまして日赤中区地区委員会の事業計画の承認が得られた後、例年 4 月下旬頃に募集資材をお送りしています。

つきましては、募集資材にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて **3月15日（金）まで**にご返送いただきますよう、お願いいたします。

今後とも、赤十字運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】日赤会費募集資材一覧
- ・返信用封筒

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階  
中区社会福祉協議会内 担当：山崎

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

令和6年2月 19 日

提出先

日本赤十字社

神奈川県支部中区地区委員会

自治会・町内会名

ご住所

お名前

電話番号

## 日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

※該当箇所にチェックおよび必要事項の記入をお願いします。(3月 15 日(金) 〆切)

※変更がない場合でも提出のほどよろしくお願い致します。

1 資材送付先・送付方法(該当する□にチェックを入れてください。)

自治会・町内会会長宛

その他(※4 月以降、担当者様等の変更の予定がある場合も含みます)

2 1.でその他を選んだ場合

新配送先住所

電話番号

ご担当者様名

ご担当者様の役職等 ①広報担当者 ②その他( )

(該当する番号に○をつけてください)

※裏面に、資材数についてもございますので、ご協力をお願いします。

2 資材発送部数(各資材の該当する□にチェックを入れてください。)

- |              |                                |    |                             |
|--------------|--------------------------------|----|-----------------------------|
| ①チラシ(A4版)    | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ②ポスター(A4版)   | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ③リーフレット(A5版) | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ④受領証         | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑤委嘱状         | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑥門標(シール)     | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑦募金封筒        | <input type="checkbox"/> 希望あり( | 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |

※参考資料を参考にご記入ください。

3 その他

その他、ご希望、ご要望がありましたら、ご記入ください。

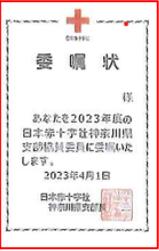
※なお、募集資材の発送は、4月下旬頃を予定しております。それより発送を早めることは申し訳ございませんが、できません。何とぞご承知おきください。

ご協力ありがとうございました。

# 日赤会費募集資材一覧

No.	名称	説明	今年度送付数
1	チラシ (A4版)	各世帯への配布用です。	
2	ポスター (A4版)	自治会・町内会の掲示板等にご掲出してください	
3	リーフレット (A5版)	赤十字の活動を紹介した冊子です。説明用にお使いください。	



	受領証	募金された方に受領証としてお渡しください。 <u>1冊で10人分になります。</u>		
5	委嘱状	会長・班長など募金活動を行う方にお渡しください。		
6	門標 (シール)	新たに赤十字会員になった人 (500 円以上の会費を納入した人) にお渡しいただく		
7	募金封筒	封筒による募金を実施する場合はご活用ください。		

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

中区社会福祉協議会内 担当:山崎

TEL 681-6664 FAX 641-6078

令和6年2月6日

自治会町内会長 各位

関東学院大学 社会連携センター  
課長 江口 幸史

関東学院大学 横浜・関内キャンパスにて開催されるシンポジウムの周知について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

関東学院大学は令和5年4月、横浜市関内・関外地区に横浜・関内キャンパスを開設いたしました。

このたび新たに開校した横浜・関内キャンパスにおいて、3月9日（土）に神奈川県弁護士会との包括連携協定締結記念シンポジウムとして「LGBTQ+の課題と展望」、そして3月15日（金）に第4回を迎えた横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム「ヨコハマから未来へ。#4～これからの多文化共生を考える～」を開催いたします。

つきましては、各自治会・町内会にて周知の程、お願い申し上げます。

1 提出チラシ

- ・「関東学院大学・神奈川県弁護士会 包括連携協定締結記念シンポジウム『LGBTQ+の課題と展望』」チラシ
- ・「関東学院大学 横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム『ヨコハマから未来へ。#4～これからの多文化共生を考える～』」チラシ

2 送付書類

- ・「関東学院大学・神奈川県弁護士会 包括連携協定締結記念シンポジウム『LGBTQ+の課題と展望』」チラシ(A4)
- ・「関東学院大学 横浜・関内キャンパス開校記念シンポジウム『ヨコハマから未来へ。#4～これからの多文化共生を考える～』」チラシ(A4)

関東学院大学 社会連携センター

担当：江口

電話：045-786-7744

FAX：045-786-7893

電子メール：relation@kanto-gakuin.ac.jp

# LGBTQ+の課題と展望

## 3月9日 土

- 講演：13:00～16:00 (開場12:00)
- 場所：関東学院大学 横浜・関内キャンパス  
テンネー記念ホール  
横浜市中区万代町1-1-1

2023年6月に「LGBT理解増進法」が施行されました。「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」との内容が盛り込まれたことに対し、国会審議過程でも賛否が分かれ、当事者や支援団体からは批判の声も上がる中、成立した経緯があります。同年7月には、性同一性障がいを持つ国家公務員の職場トイレ使用を制限した国に対し違法とする最高裁判決が下りました。

こうした中、自治体でパートナーシップ制度を創設する動きや、企業におけるLGBT対策も進みつつあります。さらには、今後教育現場での対応も必須となることも想定されます。

このような現状を踏まえ、2022年に包括連携協定を締結しました神奈川県弁護士会の協力のもと「LGBTQ+の課題と展望」をテーマに、各界で深くかかわっている識者により議論を深め、広く発信することを目的に本シンポジウムを開催いたします。

### 基調講演



トランスジェンダーをめぐる  
「未来」を懸けた争い

群馬大学情報学部

高井ゆと里 准教授

**プロフィール** 群馬大学准教授。専門は西洋哲学、生命倫理学。近年は生殖をめぐる倫理学などを研究。訳書にショーン・フェイ「トランスジェンダー問題」、共著に「トランスジェンダー入門」など。

### タイムテーブル

- 13:00～13:10 開会挨拶  
関東学院大学 小山巖也学長
- 13:10～13:15 挨拶  
神奈川県弁護士会 島崎友樹会長
- 13:15～14:05 基調講演  
群馬大学情報学部 高井ゆと里准教授
- 14:15～15:50 パネルディスカッション
- 15:50～15:55 閉会挨拶  
関東学院大学法学会 出石稔会長

### パネルディスカッション

#### テーマ LGBTQ+の課題と展望

パネリスト	パネリスト	パネリスト	パネリスト	コーディネーター
群馬大学情報学部 高井ゆと里准教授	関東学院大学 法学部 吉田仁美教授	合同会社 NOMB 永田龍太郎代表	ENEOS 株式会社 人事部勤務グループ 高見澤昌代氏	神奈川県弁護士会 太田啓子弁護士

下記URL または二次元コードより  
「Peatix」へアクセスし、  
3月1日(金)までに、お申し込みください。  
<https://lgbtqplus-kgu.peatix.com/>



**K G U** 関東学院大学  
KANTO GAKUIN UNIVERSITY

連絡先：関東学院大学 学部庶務課

Tel 045-306-9333 Fax 045-306-9133

メール：kannaishomu@kanto-gakuin.ac.jp

主催：関東学院大学・関東学院大学法学会

後援：神奈川県弁護士会

# ヨコハマから未来へ。#4

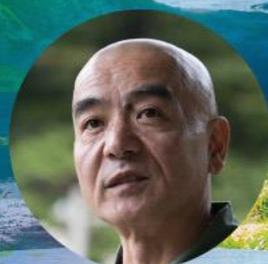
## ～これからの多文化共生を考える～

横浜・山手に関東学院の源流となる横浜バプテスト神学校が創立されて今年で140年。

キリスト教に根差したグローバルな視点を交えつつ、多様性を認め合い、  
地域（ローカル）と共生して暮らし、学び、生きる、これからのあるべき持続的社會を考えていくため、  
関東学院大学では、新たに開校した横浜・関内キャンパスにおいて、  
各界で活躍されている方を招いての連続公開討論会  
「ヨコハマから未来へ。～これからの多文化共生を考える～」を開催します。



関東学院大学教授  
富岡幸一郎



作家・福聚寺住職  
玄侑宗久



国際報道ジャーナリスト  
ロドリグ・マイヨール

### 宗教家と考える 震災と戦争

第4回目のゲストスピーカーとしてお招きするのは  
福島県三春町在住の僧侶であり、芥川賞作家でもある、玄侑宗久氏。  
東日本大震災の体験から捉える能登地震。宗教家として捉える、宗教をめぐる戦争をはじめ、  
現代が抱える諸問題についてお話をうかがいます。

2024 **3/15** **金**  
開場 18:30 開演 19:00

入場無料



#### シンポジウム参加方法

参加ご希望の方は、QRコードよりご登録ください。  
<https://univ.kanto-gakuin.ac.jp/news/symposium20240315.html>

会場：テンネー記念ホール 横浜市中区万代町1-1-1 関東学院大学 横浜・関内キャンパス2階

# 多様性を認め合い、地域（ローカル）と共生して暮らし、学び、生きる、 これからのあるべき持続的社會を考える

## 宗教と現代世界の課題

関東学院大学 学長 小山 巖也



横浜・関内キャンパスからの知の発信としての連続シンポジウム。今回は、これからの多文化共生を考えるうえでも重要な、外国人の入国管理などの問題を掘り下げて議論し、大きな反響がありました。最終回となる今回は、東日本大震災復興構想会議の委員をされ、『福島に生きる』の著書もある玄侑宗久さんをお招きして、宗教と現代世界の課題を語り合います。大学ならではの深みのある討論の会場にて皆さんをお待ちしています。

### シンポジウム参加者略歴



**ゲスト** 玄侑宗久 作家・福聚寺住職

福島県三春町生まれ。慶応義塾大学中国文学科卒。さまざまな仕事を経験した後、京都天龍寺専門道場へ入門。2001年「中陰の花」で第125回芥川賞を受賞する。

2008年には福聚寺第35世住職となり、2011年、東日本大震災被災青少年支援のための「たまきはる福島基金」理事長に就任する。2014年「光の山」で、平成25年度（第64回）芸術選奨文部科学大臣賞を受賞。



**メインスピーカー** 富岡幸一郎 関東学院大学教授

関東学院大学国際文化学部教授。研究テーマはキリスト教神学と日本の近現代文学・思想・宗教。内村鑑三、カール・バルト、戦後文学、川端康成、三島由紀夫らを題材として著作がある。

1979年「意識の暗室 埴輪雄高と三島由紀夫」で、第22回群像新人文文学賞評論部門を、21歳で受賞。そのキャリアを生かし、文芸評論家としても活躍する。鎌倉在住で、神奈川近代文学館理事。



**メインスピーカー** ロドリグ・マイヨール 国際報道ジャーナリスト

フランス・パリ出身。NHK勤務30年の番組ディレクター兼プロデューサーで、新ソルボンヌ大学コミュニケーションと情報学博士。

ドキュメンタリー制作では、日本のマイノリティにフォーカス、多様な日本を描く。ライフワークとして主に在留資格を持たない子どもたち、外国人労働者や入国管理制度の課題に焦点を当て、取材と研究を重ねている。



**総合司会** 北島美穂

FMヨコハマ毎週日曜日「Sunset Breeze」パーソナリティ



2023年12月15日

児玉晃一氏、滝澤ジェロム氏を迎えてのシンポジウム



### 会場アクセス

JR・横浜市営地下鉄「関内駅」より徒歩2分  
〒231-0031 横浜市中区万代町 1-1-1

### お申込に関するお問合せ

関東学院大学 社会連携センター

Mail : relation@kanto-gakuin.ac.jp

Tel : 045-786-7744

## 「野毛山動物園リニューアル」にかかる意見募集の実施について

横浜市立動物園の中で最も長い歴史のある野毛山動物園は、これまで多世代にわたる多くの市民の皆様  
に親しまれてきました。一方、開園から70年以上経ち、施設の老朽化やバリアフリーへの対応、動物の飼  
育環境等、改善すべき課題も様々出てきています。  
横浜市では、野毛山動物園がもつどこか懐かしい空気感は大事にしながら、市民の皆様と様々な動物たちが  
より快適に過ごせる動物園をつくっていくことを目指し、このたび「野毛山動物園リニューアルプラン  
(案)」を取りまとめました。これについて、市民の皆様のご意見を伺います。

### 1 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和6年2月19日（月）～3月19日（火）

#### (2) 応募方法

- ・ はがき【リーフレットに添付のはがきの場合、切手不要 当日消印有効】
- ・ FAX 045-633-9171【横浜市 環境創造局 動物園課 意見募集担当あて】
- ・ 電子メール [ks-noge-iken@city.yokohama.jp](mailto:ks-noge-iken@city.yokohama.jp)
- ・ インターネット入力フォーム  
スマートフォンで回答される方はリーフレット記載の二次元コードからアクセスできます。  
パソコンで回答される方は、下記URLよりアクセスください。

#### 【参照URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/zoo\\_garden/nogezoo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/zoo_garden/nogezoo.html)

### 2 周知方法

区連会でのご説明（西区・中区）

広報よこはま3月号（はま情報）

環境創造局公式X（旧Twitter）

18区役所広報相談係へのリーフレット配架

日ノ出町駅（京急）・桜木町駅（JR）・関内駅（JR・横浜市営地下鉄）等のPRボックス 等

#### 【問い合わせ先】

横浜市環境創造局動物園課 関

TEL：045-671-4124

FAX：045-633-9171

E-mail：ks-noge-iken@city.yokohama.jp

【参考】周辺地区のまちづくりとも連携しながら動物園のリニューアルを進めていきます。

### エリアコンセプト

誰もが学び、楽しみ、交流し、理解しあえるインクルーシブなまちづくりの展開

▶ 野毛山地区がこれまで以上に、誰もが分け隔てなく、学び、楽しみ、やすらげる場所となるよう、エリアコンセプトに基づき、各施設が連携しながらエリア全体でまちづくりを進めます。



- 本プランに基づく野毛山動物園のリニューアルの着実な実施
- 周辺施設と連携した多様な取組によるエリア全体の価値向上

#### 中期計画 2022~2025

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現につなげていきます。

## 野毛山動物園リニューアルプラン(案)について、皆様のご意見をお聞かせください。

郵便はがき

料金を取らずに郵便

横浜港局 承認

1043

差出有効期限 令和6年3月19日まで (切手不要)

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市環境創造局

このはがきは使用できません

〒231-0005

該当する項目に各項目1か所チェックをお願いします

①お住まい  横浜市  区(区名をご記入下さい)  横浜市外

②年齢  10代  20代  30代  40代  50代  60代  70代以上

③野毛山動物園へはおもにどなたと行きますか。  
 子ども  配偶者・パートナー  その他家族  
 友人・知人  ひとり  行ったことがない

### 募集期間

令和6年2月19日(月)~令和6年3月19日(火)まで

応募方法 次の方法で、ご意見をお寄せください

- ① はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください)  
【切手不要 当日消印有効】
- ② FAX 045-633-9171  
【横浜市 環境創造局 動物園課 意見募集担当あて】
- ③ 電子メール [ks-noge-iken@city.yokohama.jp](mailto:ks-noge-iken@city.yokohama.jp)
- ④ インターネット入力フォーム  
▶ スマートフォンで回答される方は右の二次元コードから▶アクセスできます。  
▶ パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。



野毛山動物園 市民意見募集 検索

お問い合わせ ※上記のHP 開設は2月19日10:00を予定しています。

横浜市 環境創造局 動物園課 意見募集担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL 045-671-4124

・いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。  
・電話でのご意見の受付及びご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。  
・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適切に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合などの連絡・確認の目的に限って利用します。

# ZOOっとあるから もっとGOODに のげやまどうぶつえん

# 市民意見募集

野毛山動物園  
リニューアル  
プラン(案)

募集期間

令和6年2月19日(月)  
~ 令和6年3月19日(火)

横浜市立動物園の中で最も長い歴史のある野毛山動物園は、これまで多世代にわたる多くの市民の皆様により親しまれてきました。一方、開園から70年以上経ち、施設の老朽化やバリアフリーへの対応、動物の飼育環境等、改善すべき課題も様々出てきています。

横浜市では、野毛山動物園がもつどこか懐かしい空気感は大事にしながら、市民の皆様と様々な動物たちがより快適に過ごせる動物園をつくっていくことを目指し、「野毛山動物園リニューアルプラン(案)」を策定しましたので、市民の皆様のご意見を伺います。

プランの詳細はこちら ▶ [野毛山動物園 市民意見募集](#) 検索

## リニューアルに向けた4つの視点・取り組みの方向性

野毛山動物園の特徴を生かしながら、さらにその価値を高めていくための4つの視点(インクルーシブ/親子の楽しみを充実/動物とのふれあいを充実/都市型)を定め、これに応じた様々な取組を進めていきます。



## リニューアルによる効果

▶ 多様な視点からの取組により市民サービスの向上等を図るとともに、次世代に継承していける価値の高い動物園をつくっていきます。

- 動物展示と遊びの融合
- 子育て世代などのホスピタリティ向上
- 飲食・休憩機能の質の向上
- バリアフリー化
- 動物の住みよい環境づくり

野毛山動物園に来園される皆様の **ワクワク感 満足感** などの向上を図ります。

リニューアル ゾーニング(案) [注]各イメージは現時点での想定であり、今後の検討で変更が生じる可能性があります。

動物種の特性や展示のテーマ性等に応じて動物園内を3つのゾーンに分け、順次リニューアルを進めていきます。



1 (仮称) 野毛山へ ようこそ ゾーン

エントランス棟では、動物の“映える”モニュメントやパンギンたちが来園者を出迎えるとともに、思い出に残る魅力的な物販コーナー等を整備します。

動物展示と多様な“遊び”の機能が融合し、天気を問わず誰もが訪れたいくなる(仮称)スーパーイエンタ!センターを整備します。



2 (仮称) ふれあいパーク ゾーン

身近な動物たちと多様な形でふれあうことで、子どもたちの感性を高めていける場所を整備します。



3 (仮称) 絵本に出てくる動物たち ゾーン

絵本で目にする親しみある動物たちのいきいきとした姿が楽しめる場所を整備します。



- ◀ これらの施設は令和6年度中の完成に向けて再整備し、市民サービスの向上を図ります。
- A 既存の「ふれあいコーナー」に屋根をかけ、雨天でも動物と楽しく遊べる場所に再整備します。また、トイレについても、誰でも使いやすいトイレに改修します。
- B・C 快適に利用できる休憩棟やトイレに建て替えます。
- D 大池前の広場について、お弁当を広げてくつろぎ、休憩ができるよう再整備します。

(仮称) スーパーイエンタ! センター  
ZOOPerienta! CENTER ... 『ZOOLOGICAL』+ 『EXPERIENCE』+ 『ENTERTAINMENT』+ 『!』  
(動物園での) (経験・体験) (楽しみ・遊び) (オドロキ)



- \* 『4つのワールド』を遊びながら体験することで、動物の世界や環境行動への理解を深めていけるような施設の整備を進めます。
- \* 施設内部は緩やかなスロープとエレベーターで動線を計画し、バリアフリー化の実現とともに園全体の賑わい創出を図ります。

〈施設断面イメージ〉



- 1 (仮称) レッサーパンダワールド  
人気が高いレッサーパンダと出会う最初の場所。レッサーパンダたちの住みよい環境をつくることにも、休憩スペース等の設置も検討します。
- 2 (仮称) カグーワールド  
国内では唯一、野毛山動物園で飼育しているカグーの展示と併せて、その生息地の環境を模した遊び空間の整備を検討します。
- 3 (仮称) マヌルネコワールド  
「最古のネコ」と呼ばれ、近年人気が高いマヌルネコを展示し、岩場などの生活環境を模したアスレチック遊具を併設することを検討します。
- 4 (仮称) はちゅうるいワールド  
リクガメを多様な方法で観察できるコーナーや、生息地の環境を模した遊具空間の整備、多目的ホール・授乳室などの設置を検討します。

④野毛山動物園リニューアルプランに関するご意見 ※複数選択可

- 施設に関すること  動物に関すること
  - サービス(飲食、物販等)に関すること  その他
- ご意見

キリトリ線

---



---



---



---



---



---



---



---



## 4 考え方

以下の観点から、市施行による土地区画整理事業の実施を前提として取組を進めていきます。

### (1) 接收地という特殊性

- 基地として70年以上使用されてきた経緯を踏まえ、行政が主体となってまちづくりに取り組む必要があります。
- 地権者は返還・引渡し後は地代収入も途絶えてしまうことから、生活再建を図るための土地活用を早期に進める必要があります。
- 民間地権者の方々に構成される「ねぎまち協議会」で行った施行者検討の結論で、「市が主体となって事業を検討してもらいたい」旨の報告を受けています。
- 返還・引渡しの時期、原状回復作業に関連する土壌汚染、存置物等の撤去等、国との調整を円滑に進めながら事業化に必要な手続きを行うことは市以外では困難です。

### (2) 事業の困難性

- 公共インフラもなく、国有地と民有地がモザイク状に混在する約43haという広大な区域を対象に、約190名の地権者合意を図りながら事業を進める必要があります。

### (3) 市としてのメリット

- 「根岸住宅地区跡地利用基本計画」に基づく土地活用を市が政策的に進めていくことで、都市課題の解決や、地域の活性化を図るための魅力的なまちづくりの実現に寄与することが可能となります。

## 5 想定スケジュール（土地区画整理事業）

今後、文教ゾーンや住宅地等ゾーンの規模や道路・公園等の公共施設の配置等、具体的な土地利用や、国有地の活用方針を示した土地利用計画（素案）を策定していきます。

その上で、事業性の確認を行うとともに、地権者の事業実施への合意形成を図りながら、土地区画整理事業に必要な手続きを進めます。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20 以降	
土地区画整理事業		市施行を前提として検討 事業化検討・調査	環境影響評価 都市計画		都市計画決定 事業計画決定		換地設計						仮換地指定 工事完了				換地処分・清算
									工事 使用収益の開始					換地計画			

※現時点での想定スケジュールです。  
 ※返還時期によっては、今後変更する可能性があります。

## 1 趣旨

横浜市立大学附属 2 病院と医学部・研究施設（以下「医学部等」）の再整備について、根岸住宅地区を移転先の最有力候補地として具体的な課題を 検討してきた結果、附属 2 病院を 1 病院に集約した病院（以下「新病院」）を浦舟地区、医学部等は根岸住宅地区で整備することを基本として基本計画の策定を進めま

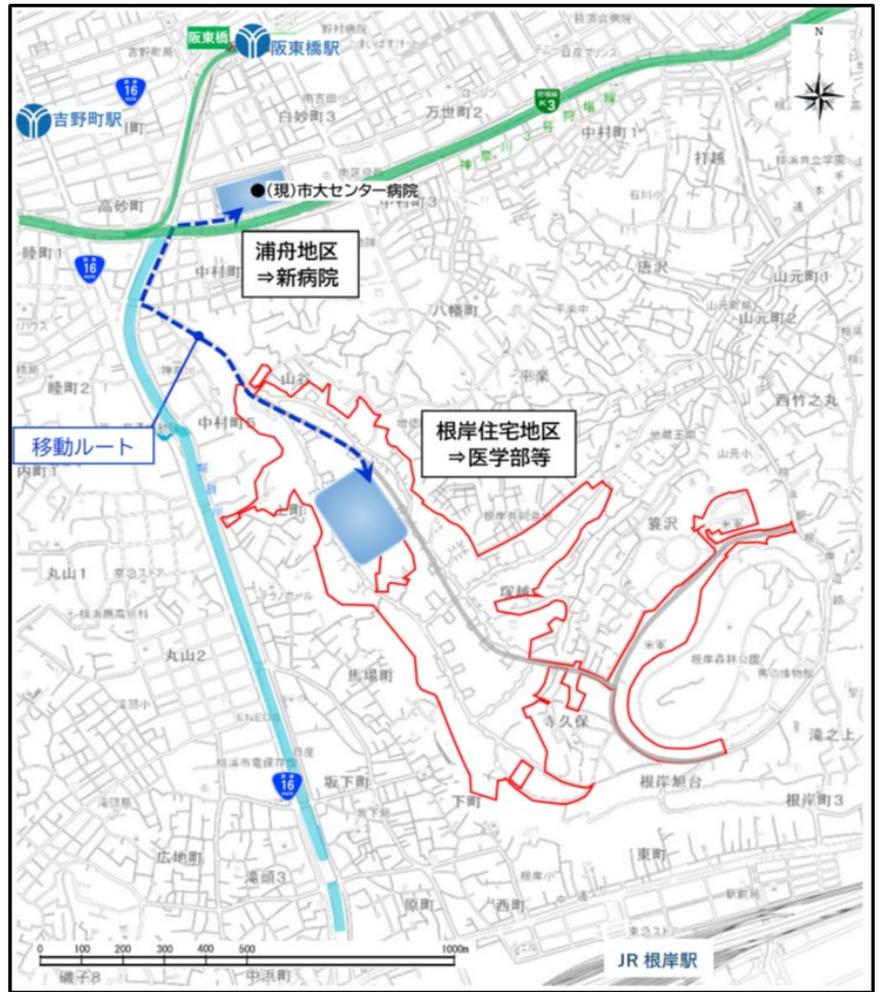
## 2 検討経過

- 平成 30 年度 横浜市立大学が「附属 2 病院再整備構想の方向性」を策定  
令和 2 年度 市が「横浜市立大学医学部・附属 2 病院等の再整備構想」を策定  
○ 2 病院を 1 病院に集約 ○ 病院と医学部等を一体的に整備  
○ 根岸住宅地区を最有力候補地として検討 等
- 令和 3 年度 **「横浜市立大学医学部・病院等再整備事業 市・市大ワーキングボード」設置し、市と市大が一体となって検討を開始**  
令和 4 年度 ○ 事業費、事業手法、交通アクセス等の検討、交通量等実態調査を実施  
令和 5 年度 ○ 交通アクセスの課題や建築資材高騰を踏まえ、複数の候補地について検討開始  
○ 新病院は浦舟地区に、医学部等は根岸住宅地区に整備することを基本として、基本計画の策定を進めることを、市と市大で確認

## 3 検討内容

整備案		メリット	デメリット
<b>現行案</b> 新病院、医学部等を根岸住宅地区に一体整備	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新病院、医学部等を更地の同一敷地内に一体的に整備可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新病院整備による渋滞の抜本的な解消ができず、救急車のアクセスに支障</li> <li>・バスの大幅な増便が必要</li> <li>・根岸住宅地区に新病院、医学部等の土地取得費が必要</li> </ul>
<b>新プラン</b> 新病院を浦舟地区に整備し、医学部等を根岸住宅地区に整備	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内広域から救急車両のアクセス確保が可能</li> <li>・複数の公共交通機関が利用可能で患者等の利便性が高い</li> <li>・新病院整備のための新たな土地取得費が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新病院と医学部等が約 1km 離れる対策が必要</li> </ul>
<b>浦舟地区案(南区)</b> 浦舟地区に一体整備	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院のメリットは上記と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内で全施設の整備は困難</li> </ul>
<b>福浦地区案(金沢区)</b> 福浦地区に一体整備	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新病院と医学部等が同一敷地内に一体的に整備可能</li> <li>・土地取得費が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救急救命センター、特定機能病院は全市域からアクセスしやすい立地が望ましい</li> <li>・液状化等自然災害の対策が必要</li> </ul>

浦舟地区の新病院と根岸住宅地区の医学部等が、約1Km（車：約4分、徒歩：約15分）離れるという課題があります。



#### 4 新プランの課題と解決の方向性

- (1) 臨床研究を行う一部の研究室の病院内での確保を検討
- (2) 医師・学生の控室及び講義室の病院内での確保を検討
- (3) 病院と医学部等の移動手段としてシャトルバス等の検討

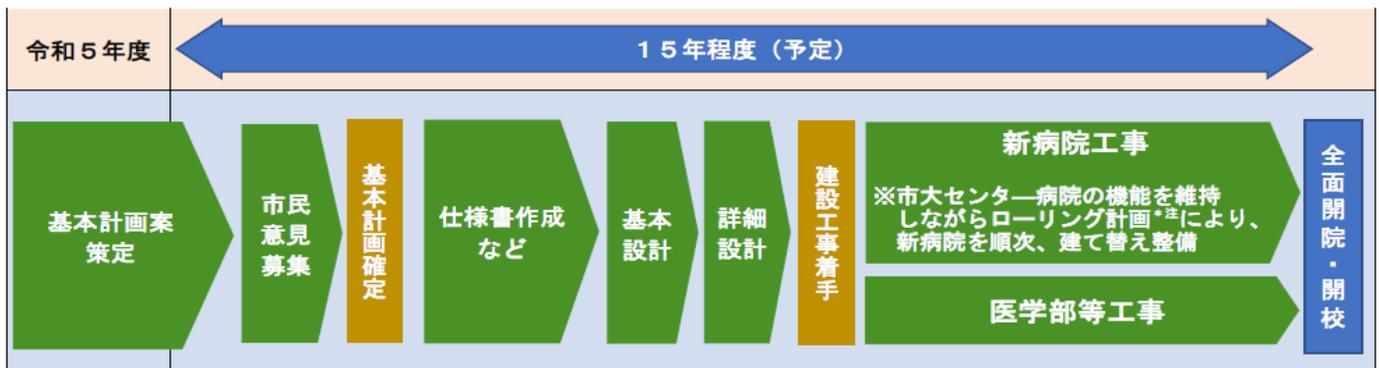
#### 5 今後のスケジュール

##### (1) 基本計画

前提条件の見直しに伴い、令和6年度に基本計画案策定、令和7年度に市民意見募集を経て確定

##### (2) 全体スケジュール

具体的な工事期間については、工法を含め、基本計画の中で検討



\*注 『ローリング計画』 病院機能を維持しながら、部分的に解体→建設→移転を繰り返して最終的に工事を完了する計画

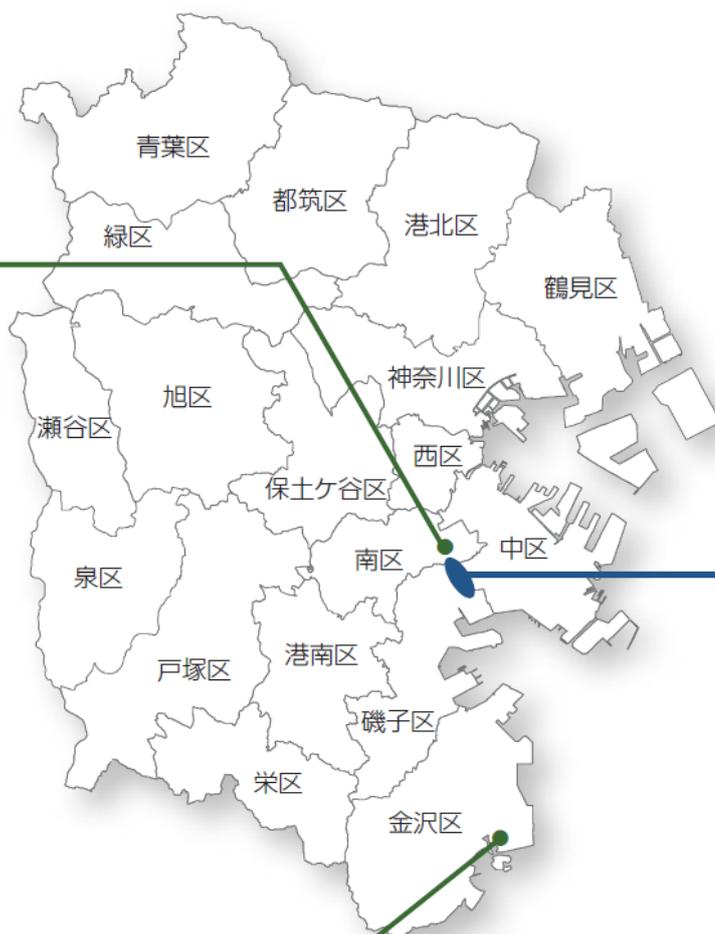
## 【参考1・検討した候補地の状況】

### 浦舟地区



横浜市大センター病院

敷地面積: 18,826 m<sup>2</sup>  
 延床面積: 83,294 m<sup>2</sup>  
 竣工年: 本館 H11 年、救急棟 H 元年  
 病床数: 726 床



### 福浦地区



横浜市大医学部・市大附属病院

敷地面積: 94,470 m<sup>2</sup>  
 延床面積: 112,734 m<sup>2</sup>  
 竣工年: 医学部 S61 年、附属病院 H3 年、  
 看護教育研究棟 H6 年  
 病床数: 674 床

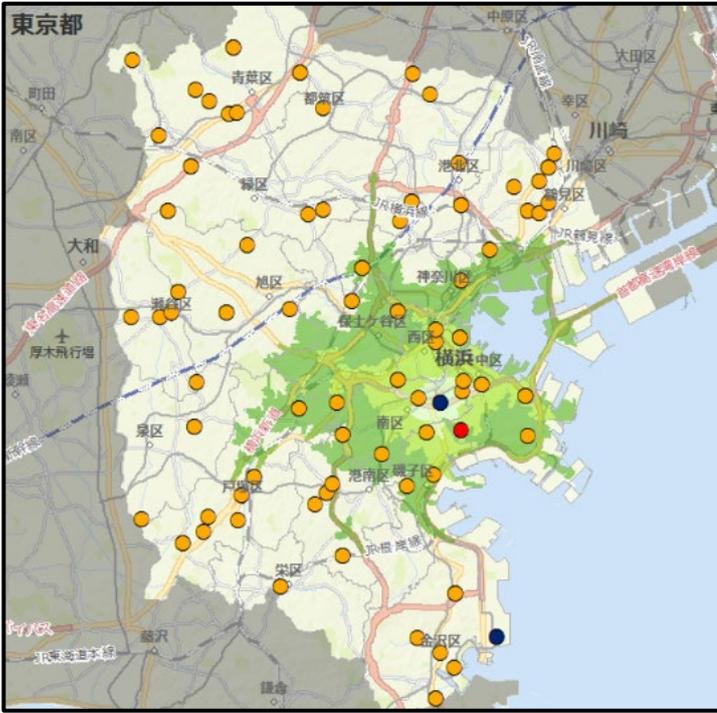


根岸住宅地区

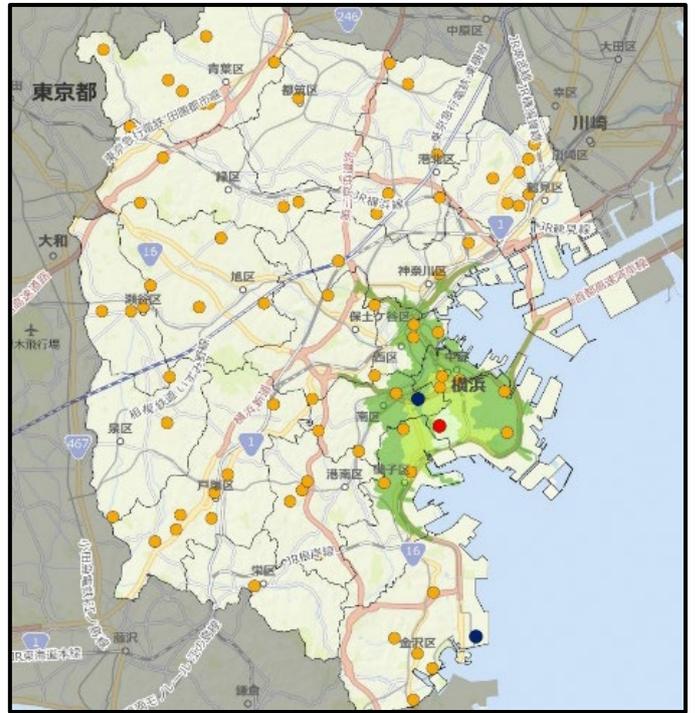
面積: 約 43ha  
 (国有地: 約 27ha、  
 民有地: 約 16ha)  
 標高: 約 50m  
 土地利用計画: 文教ゾーン、  
 住宅地ゾーン、  
 森林公園ゾーン

## 【参考 2・候補地からの車両到達圏】

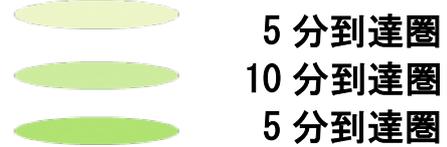
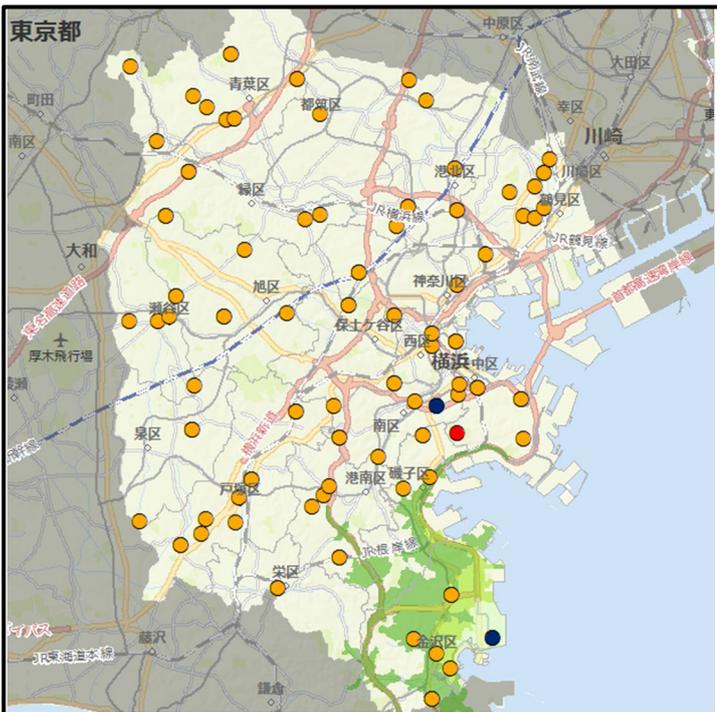
### 浦舟地区



### 根岸住宅地区



### 福浦地区



- 根岸住宅地区
- センター病院・附属病院
- 高度急性期・急性期 病院

区連会 2 月定例会説明資料  
令和 6 年 2 月 19 日  
中消防署 総務・予防課

各地区連合自治会町内会長 様  
各自治会町内会長 様

横浜市中消防署長  
黒岩 大輔

### 中区防火ポスター（入賞作品）の掲出について（依頼）

向春の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、消防行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中消防署では学校や家族・地域での火災予防の意識の高揚を目的に中区防火ポスター（入賞作品）を作成しました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですがポスターを各自治会町内会に配付させていただきますので、各自治会町内会の掲示板等に掲出いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 1 掲出期間

ポスター配付日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

#### 2 依頼事項

自治会町内会の掲示板への掲出（A 4 サイズ 1 枚）

#### 3 その他

本ポスターは区内の小学生を対象に募集し、応募のあった 309 作品の中から選考した特別賞（7 作品）で作成したものです。

ご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。

担当：中消防署総務・予防課  
工藤、黒田  
電話：251-0119

令和五年度

# 中区防火ポスター入賞作品



## 特別賞



【中火災予防協会会長賞】  
横濱中華學院 6年 横山 嬉 来



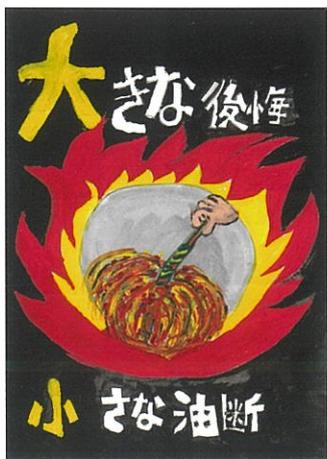
【中消防署長賞】  
北方小学校 1年 福井 晴 大



【中区自衛消防組織連絡協議会代表賞】  
本牧南小学校 5年 南澤 利 旺



【中区連合町内会長連絡協議会会長賞】  
北方小学校 2年 高橋 碧



【加賀町消防団長賞】  
間門小学校 4年 宮北 琴 羽



【伊勢佐木消防団長賞】  
横浜国立大学教育学部附属横浜小学校 5年 田中 倅 世



【山手消防団長賞】  
横濱中華學院 6年 石原 梓

# 火を消して 不安を消して つなぐ未来

(2023年度 全国統一防火標語)

中消防署・中火災予防協会・伊勢佐木消防団・加賀町消防団・山手消防団

## 相談者のきっかけ

お金がないことも、人とのつながりが  
ないこともすごく重圧でした。  
でも相談することでふっと軽くな  
りました。吐き出して受け止めて  
もらったのがよかったです。

50代男性 / 家族あり / 失業



高校中退後、ひきこもっていて何  
が不安かわからないくらい漠然と  
していた時に、知人に紹介されて  
相談に来ました。



30代女性 / 単身 / ひきこもり経験あり

卒業後に就いた仕事は、人間関係  
のストレスにより離職。その後、  
父が亡くなったことで、仕事をし  
なくてはならないとの思いが強  
くなり相談に至りました。

60代男性 / 高齢の母と同居 / 無職



## 相談はお住まいの区の福祉保健センター 生活支援課(区役所)まで

月曜日～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
8:45～12:00  
13:00～17:00

### 鶴見区

鶴見区鶴見中央 3-20-1

TEL 045-510-1785

FAX 045-510-1899



### 金沢区

金沢区泥亀 2-9-1

TEL 045-788-7815

FAX 045-788-7883



### 神奈川区

神奈川区広台太田町 3-8

TEL 045-411-7103

FAX 045-411-0361



### 港北区

港北区大豆戸町 26-1

TEL 045-540-2329

FAX 045-540-2358



### 西区

西区中央 1-5-10

TEL 045-320-8415

FAX 045-322-9877



### 緑区

緑区寺山町 118

TEL 045-930-2333

FAX 045-930-2329



### 中区

中区日本大通 35

TEL 045-224-8250

FAX 045-224-8239



### 青葉区

青葉区市ケ尾町 31-4

TEL 045-978-2341

FAX 045-978-2416



### 南区

南区浦舟町 2-33

TEL 045-341-1207

FAX 045-341-1219



### 都筑区

都筑区茅ヶ崎中央 32-1

TEL 045-948-2311

FAX 045-948-2486



### 港南区

港南区港南 4-2-10

TEL 045-847-8404

FAX 045-847-0378



### 戸塚区

戸塚区戸塚町 16-17

TEL 045-866-8431

FAX 045-866-2683



### 保土ヶ谷区

保土ヶ谷区川辺町 2-9

TEL 045-334-6266

FAX 045-334-6030



### 栄区

栄区桂町 303-19

TEL 045-894-8400

FAX 045-894-3423



### 旭区

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

TEL 045-954-6069

FAX 045-951-5831



### 泉区

泉区和泉中央北 5-1-1

TEL 045-800-2305

FAX 045-800-2515



### 磯子区

磯子区磯子 3-5-1

TEL 045-750-2408

FAX 045-750-2542



### 瀬谷区

瀬谷区二ツ橋町 190

TEL 045-367-5705

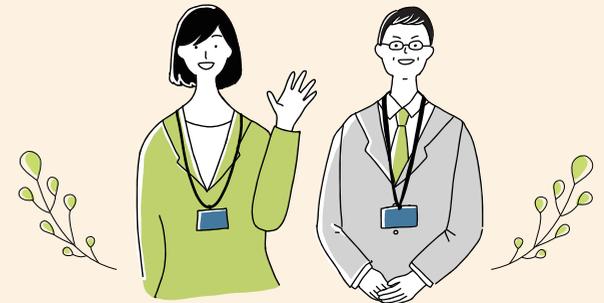
FAX 045-365-6351



あなたとあなたの大切な人をサポートするために  
くらしの困った1人で悩まず、ご相談ください

相談は無料です

# それぞれの 自立の形も実現する ためのサポート



横浜市健康福祉局生活支援課

横浜市 生活困窮者自立支援制度

検索

## 制度の特徴



1

### 一人ひとりに寄り添い一緒に考えます

担当者が継続的に相談をお聞きしながら、生活の中での不安や困りごとをどうしていくか、解決策を一緒に考えます。

2

### 身近な機関と連携します

様々な制度を活用し、関係機関と連携しながらサポートしていきます。どこに相談したらよいかわからない場合でも、適切な窓口を一緒に探します。



3

### 個人情報を守ります

ご相談の内容やご本人、ご家族の秘密を守ります。



## 制度の内容



### お仕事さがしをサポートします

区役所内にあるハローワークの窓口(ジョブスポット)などと連携し、求職活動のお手伝いをします。また、すぐに働くことに不安がある方には、職場体験などの就労に向けた準備や訓練の場を提供します。

就労自立促進事業

就労準備支援事業

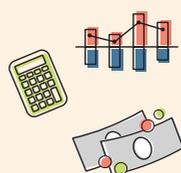
就労訓練事業



### 働くための住まいの確保をサポートします

仕事を失ったことなどにより家賃の支払いにお困りの方に、一定期間、家賃相当額を支給し、求職活動の支援を行います。  
※収入や資産などの条件があります。

住居確保給付金



### 家計の悩みにアドバイスします

生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に、収支のバランスや借金の状況を整理し、自ら家計を管理できるようアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介などを行います。

家計改善支援事業



### 子どもの学習をサポートします

子どもの学習支援、居場所づくりなどを行います。ご相談の内容に応じて、奨学金や貸付制度などのご案内もします。

寄り添い型学習支援事業



### 一時的に衣食住を提供します

住むところがなく生活にお困りの方に、一時的に宿泊する場所を提供します。

一時生活支援事業

## 相談の流れ

まずはご相談

まずは、困っていることや解決したいことをお聞かせください。ご本人が来所できない場合などは、ご家族からのご相談も可能です。

初回相談日

年 月 日

利用申込み

生活困窮者自立支援制度の利用を申込みます。

申込日

年 月 日

目標の設定

生活の状況とお困りごとについて、一緒に整理します。解決に向けた目標を立てて、具体的に取るためのプランを一緒に作ります。

次回相談日

年 月 日

目標に向けての行動

目標達成に向けて様々な制度を活用しながら、一緒に取り組んでいきましょう。定期的に担当者で状況を確認し、必要に応じてプランを見直します。

目標達成

あなたの自立の形を実現したら、目標達成です。新たな困りごとが生じたら、いつでもご相談ください。

## 制度のご利用にあたって

### ❗ お困りごとの解決について

お困りごとを解決するのはあなた自身の力です。担当者が、あなたがお困りごとを解決できるように寄り添い支援します。

### ❗ お金の給付について

お金の給付を目的とした制度ではありません。

### ❗ その他

生活保護受給中の方は本制度を利用できません。

中総第 1648 号  
令和 6 年 2 月 19 日

自治会町内会長 各位

中区総務課長 黒部哲哉

令和 5 年度中区オンライン防災講演会チラシの掲出について（依頼）

日頃から、防災・減災の取組に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、中区では毎年 3 月を「中区絆(きずな)月間」と位置づけ、防災・減災行動を推進しています。絆月間の取組の一環として日本テレビ「ZIP!」お天気キャスターくぼ てんき 氏による「中区オンライン防災講演会」を YouTube にて配信します。  
つきましては、次のとおり実施いたしますので、チラシ掲出の御協力をお願いいたします。

#### 【中区オンライン防災講演会概要】

- 1 配信期間  
令和 6 年 3 月 1 日（金）から 3 月 29 日（金）まで
- 2 配信方法  
横浜市公式 YouTube チャンネルにて配信（事前申し込みは不要です。）  
詳しくは [中区オンライン防災講演会](#) 
- 3 講師プロフィール  
くぼ てんき 氏  
気象予報士と防災士の資格を持つ紙芝居師  
2019 年 4 月より日本テレビ「ZIP!」にてお天気キャスターを担当
- 4 講演内容  
「能登半島地震から 2 か月 在宅避難について」
- 5 掲出期間  
チラシ到着から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

担当：中区役所総務課 掛川・市川  
TEL：045-224-8112 FAX：045-224-8109  
e-mail：na-bousai@city.yokohama.jp

1927→2027

100



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

# 横浜市中区

## オンライン防災講演会

～能登半島地震から2か月 在宅避難について～

在宅避難時のポイントについて、くぼてんき氏にお話しいただきます。在宅避難を知り、災害に備えましょう！



講師 くぼてんき氏

ZIP！お天気キャスター

配信限定！

申し込み不要！

配信期間

2024

3 / 1 金



3 / 29 金

配信方法

横浜市公式YouTubeチャンネルで配信

詳しくは

中区オンライン防災講演会🔍



主催 中区役所総務課

自治会町内会長 各位

横浜市中区総務課長

### 高潮浸水想定区域の改定等について（情報提供）

日頃から、防災・減災の取組に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
神奈川県が令和 2 年 6 月に改定された水防法に基づき、高潮浸水想定区域を改定しましたので、情報提供します。

#### 1 高潮浸水想定区域について

今回の改定により、浸水想定区域が拡大しました。

##### 【拡大理由】

令和元年台風第 15 号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、1,000 年～5,000 年に 1 回程度の確率で東京湾周辺を通過する台風によって生ずる、最大規模の高潮により浸水する範囲を想定し、波高が高くなる複数の台風半径・経路・移動速度の想定をするとともに防波堤が決壊する前提で作成したため。

#### 2 高潮ハザードマップについて

現在横浜市が発行している高潮ハザードマップについては、高潮浸水想定区域図に基づいて令和 6 年秋頃に更新する予定です。

#### 3 高潮による避難行動について

中区防災計画（風水害対策編）に定める高潮等による避難行動は次のとおりです。

高潮を含む風水害時には、自宅等の状況に応じ、立ち退き避難（水平避難）又は 2 階以上の避難（垂直避難）等、速やかに避難行動をとります。

なお、中区では風水害時（大雨、台風や高潮）などで高齢者等避難（警戒レベル 3）以上が発令されると 5 か所（麦田清風荘、山元小学校、大鳥小学校、上台集会所、みなと総合高校）の避難場所を開設します。その際には、ホームページや避難ナビ、マリン FM などを通じて皆様に避難を呼びかけます。また、災害の状況に応じて追加の避難場所（横浜吉田中学校、仲尾台中学校、本牧南小学校、本町小学校）を開設します。

#### 4 依頼事項

各自治会町内会長へ当該資料および神奈川県の記者発表資料（令和 6 年 2 月 9 日）  
<別紙 1>、現行との比較図<別紙 2>について情報提供をお願いします。

担当：中区役所総務課 掛川・浅野  
TEL：045-224-8112 FAX：045-224-8109  
e-mail：[na-bousai@city.yokohama.jp](mailto:na-bousai@city.yokohama.jp)

令和6年2月9日  
記者発表資料

# 東京湾沿岸における高潮浸水想定区域等の見直しについて

県では、平成 31 年4月に指定等した東京湾沿岸(神奈川県区間)における高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位を見直し、公表しましたのでお知らせします。

## 1 見直しの経緯

令和元年台風第 15 号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が令和2年6月に「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、高潮浸水想定区域等を見直しました。

## 2 見直しのポイント

### (1) 高潮浸水想定区域

主に次の検討条件を見直して高潮浸水シミュレーションを行い、浸水の深さ(浸水深)及び浸水が継続する時間(浸水継続時間)を示す「高潮浸水想定区域図」を改めて作成しました。

#### 【主な検討条件】

- ・沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮
- ・想定する台風の経路、半径及び移動速度の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定

あわせて、家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流や越波が発生するおそれがある範囲を示す「家屋倒壊等氾濫想定区域図」を新たに作成しました。

なお、想定する中心気圧の台風が東京湾周辺を通過する確率は 1/1,000～1/5,000 年程度に相当します。

### (2) 高潮特別警戒水位

高潮浸水想定区域の見直しに伴い、沿岸4市(川崎市、横浜市、横須賀市及び三浦市)の計 12 区間で定めていた水位を再検討し、3区間に集約しました。

## 3 見直しの結果

別紙「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域等の見直し結果」のとおり

## 4 今後の取組

今後、県は、沿岸市が取り組むこととなる高潮ハザードマップ等の作成などについて技術的な支援等を行っていきます。

※ 見直しの概要、高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位については、次のホームページ、県河港課及び県政情報センターにおいて、閲覧できます。

- ・「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域について」(県河港課ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/takashio/tokyo-bay.html>

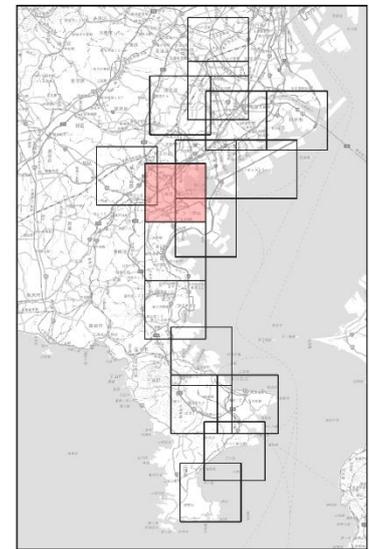
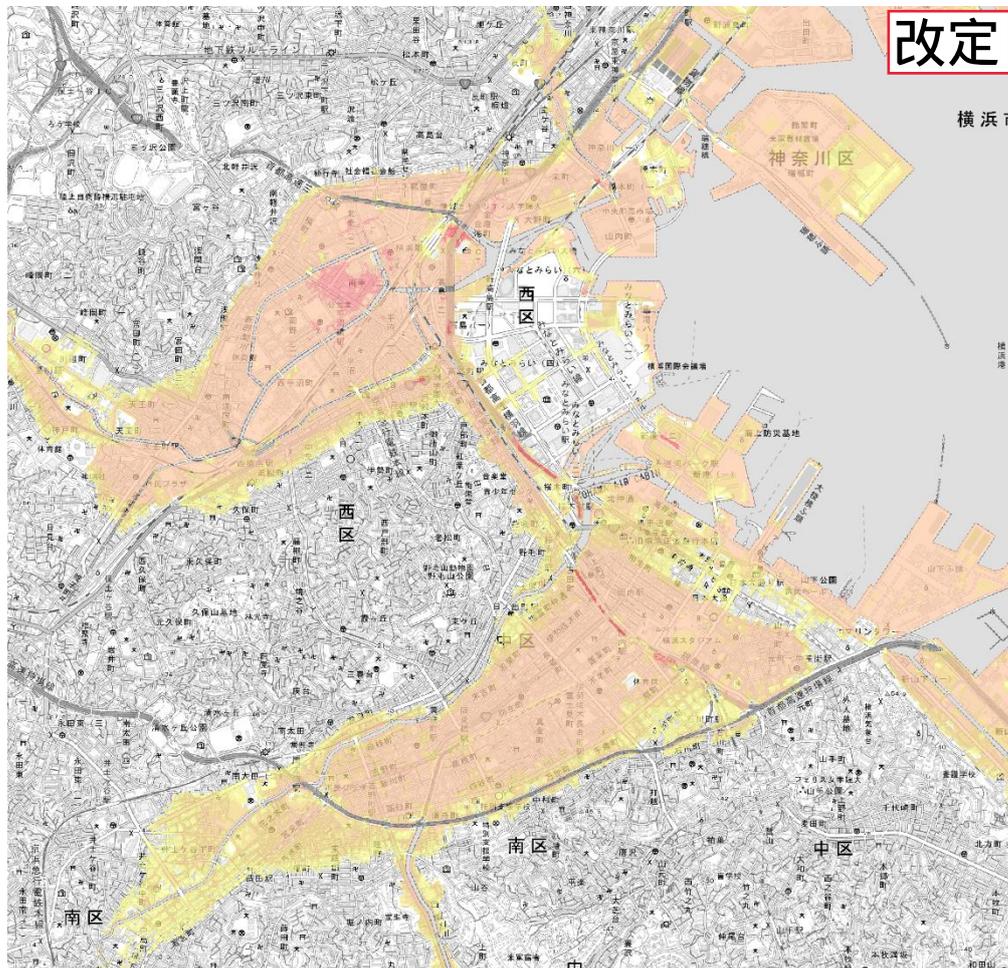
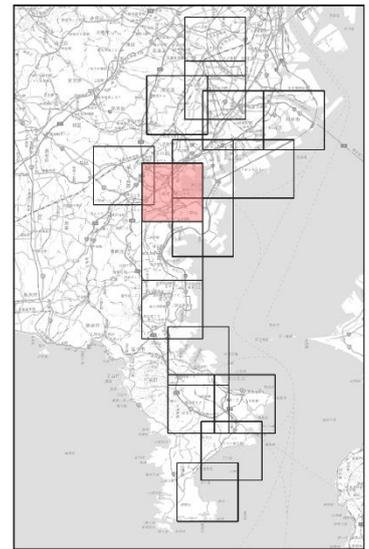
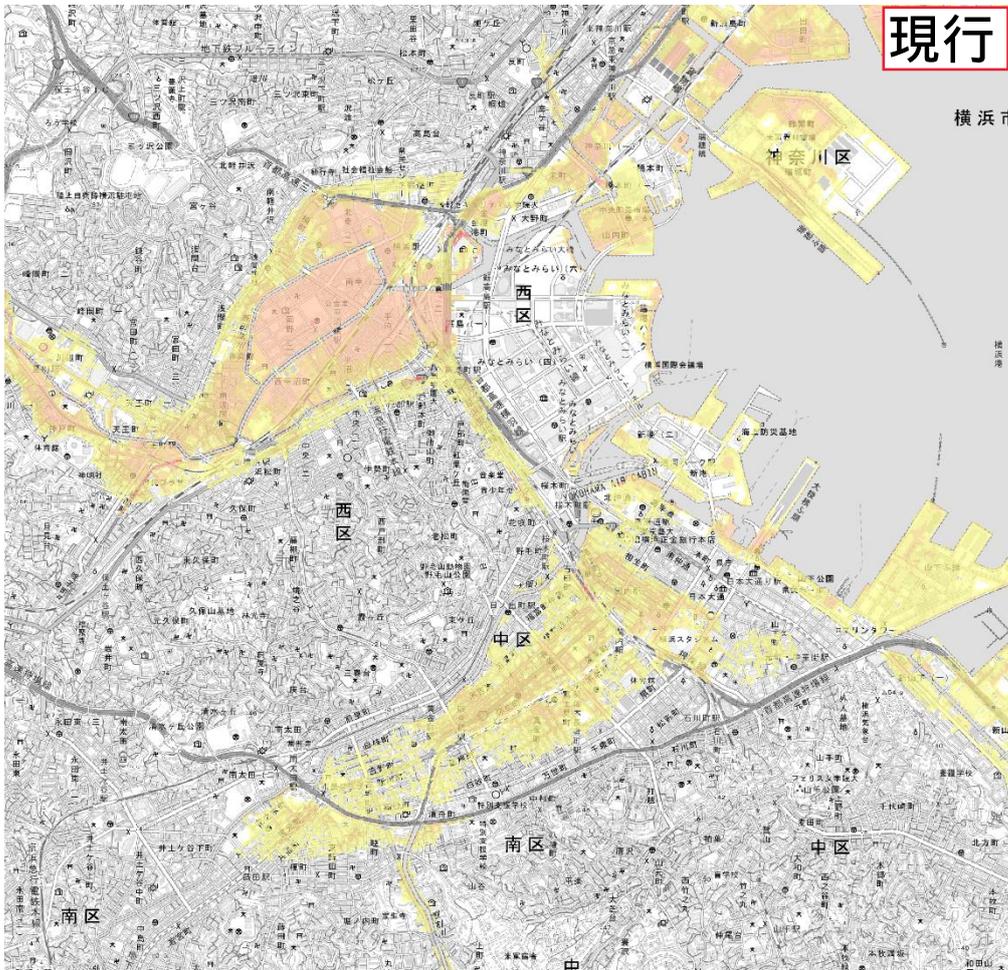
## 問合せ先

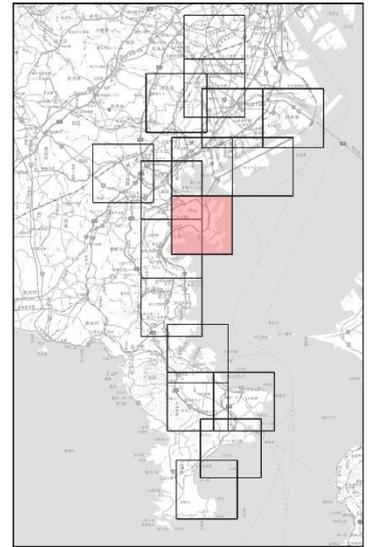
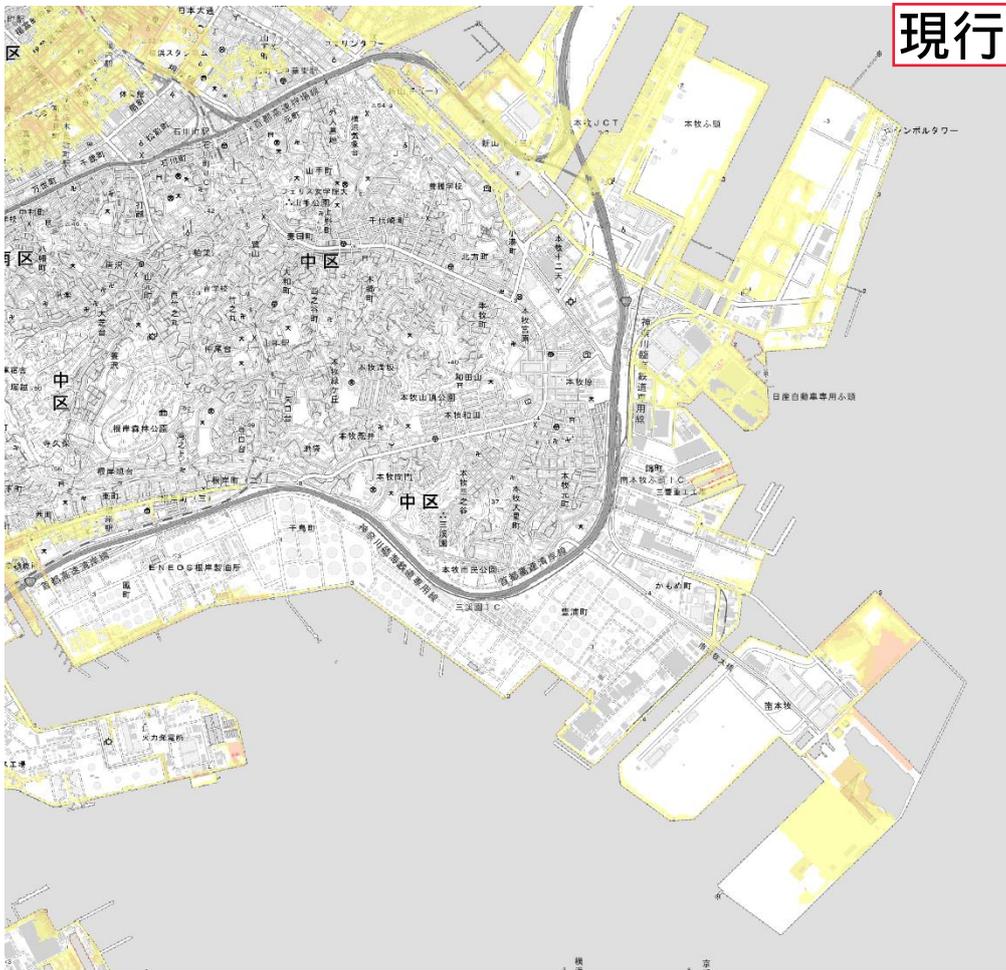
---

神奈川県県土整備局河川下水道部

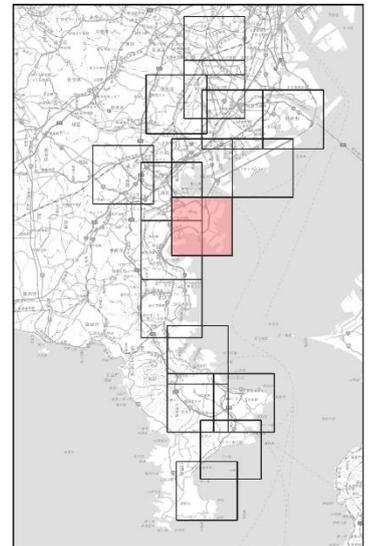
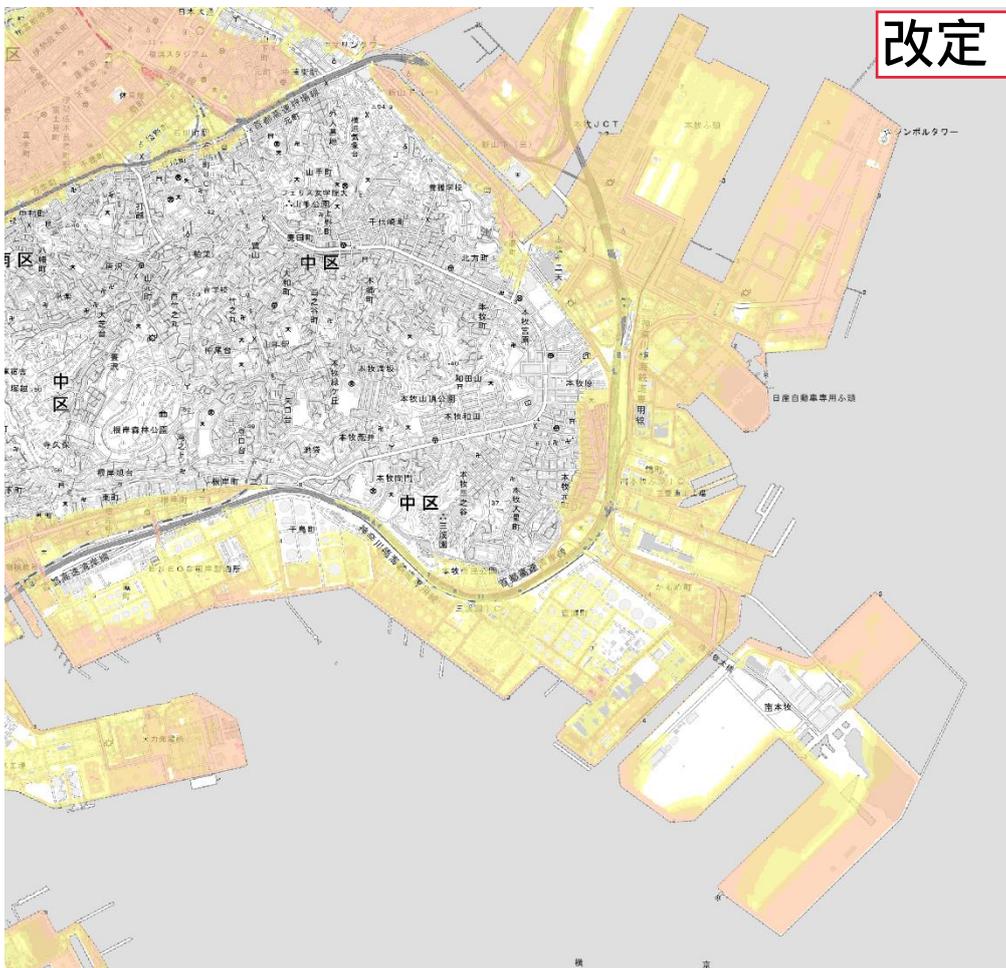
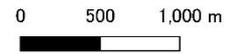
防災なぎさ担当課長      田村      電話 045-285-0815

河港課なぎさグループ      和寺      電話 045-210-6514





- 最大浸水深(H31公表)
- 10.0m以上
  - 5.0m以上 - 10.0m未満
  - 3.0m以上 - 5.0m未満
  - 1.0m以上 - 3.0m未満
  - 0.5m以上 - 1.0m未満
  - 0.3m以上 - 0.5m未満
  - 0.01m以上 - 0.3m未満



- 最大浸水深(今回改定)
- 10.0m以上
  - 5.0m以上 - 10.0m未満
  - 3.0m以上 - 5.0m未満
  - 1.0m以上 - 3.0m未満
  - 0.5m以上 - 1.0m未満
  - 0.3m以上 - 0.5m未満
  - 0.01m以上 - 0.3m未満



中地振第 1270 号  
令和 6 年 2 月 19 日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

## 自治会町内会向け ICT 活用冊子 「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（前編）」発行について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

このたび、自治会町内会活動への ICT 活用を支援する「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻」を前・後編 2 回にわたり発行いたします。今回お配りする前編の「スマホの活用アイデア・LINE 編」では、LINE の機能を使った自治会町内会での活用事例などを紹介しています。

つきましては、定例会等での情報共有をよろしく申し上げます。

### 1 依頼内容

- (1) 「自治会町内会活動のお手伝い！とらの巻（スマホの活用アイデア・LINE 編）」を各单位会長に 1 部ずつ配布します。定例会等での情報共有をお願いします。  
また、冊子の追加配布のご希望がありましたらご連絡ください。
- (2) 自治会町内会内での勉強会（スマホ講座など）のご要望がありましたら、地域振興課地域力推進担当までご相談ください。

### 2 その他

3 月の区連会では、後編（ホームページ編）の配布を予定しています。

#### 【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（三浦・土屋・井上）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : [na-chiikiryouku@city.yokohama.jp](mailto:na-chiikiryouku@city.yokohama.jp)

# 自治会町内会活動のお手伝い!

# とらの巻

前編

## スマホの活用アイデア

### 【LINE (ライン) 編】

町内会の活動を  
若い人にも  
伝えたい

清掃活動の  
仲間を  
増やしたいな

桜の開花が  
早まりそう…  
日程変更かな

地震が  
起きたら  
危険そうな  
場所は…

会議延期の  
メール読んで  
くれたかな



## はじめてみませんか?

公式LINEアカウントやオープンチャットは、無料で始められます(個人の通信代を除く)。まずは試してみませんか?

スマホ講座・LINE講座、ホームページ開設など、まずは地域振興課地域力推進担当にご相談ください。自治会町内会へのアドバイザー派遣などのお手伝いをいたします。

### 中区地域振興課地域力推進担当

電話: 045(224)8136 ファクス: 045(224)8215  
メール: na-chiikiriyoku@city.yokohama.jp



### なか区民活動センター「なかく街の先生」とは

仕事や趣味で培った自分の経験・知識・技術を、地域のさまざまな活動に役立てていただくためのボランティア人材登録制度です。自治会町内会やPTA等からの依頼を受けて、講座を行っています。



例) 終活講座・遺影撮影、  
楽器演奏、PC・スマホ教室  
など

お問い合わせ・ご相談は **なか区民活動センター**

電話: 045(224)8138 ファクス: 045-224-8343  
メールアドレス: na-katsudou@city.yokohama.jp



### 「とらの巻」後編では、ホームページについてご紹介します。

お知らせや写真などを自治会町内会会員に見てもらうため、またわが街に引っ越しを考えている方に、自治会町内会を知ってもらうためにも。インターネットという情報の大海原で、最初にたどり着く港(ポータル・サイト)としての役割はとても重要です。



## 「自治会町内会のことをもっと若い人に知ってほしい」 「回覧板・掲示板には限界がある」

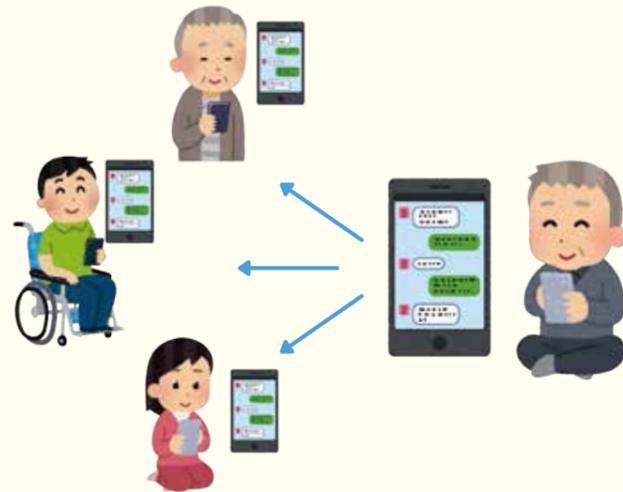
インターネットの利用率は10代から50代で9割超\*。スマホの利用率も高い割合です。これを利用しない手はありません！

スマホには、災害時に家族が今どこに居るかが地図で分かるなど、いろいろな機能がありますが、ここではどの世代にも普及している「LINE」についてご紹介します。その他については、ホームページでご紹介しますのでぜひご覧ください。（※ 出典 令和5年総務省情報通信白書）



### ●LINEとは？

利用者同士であれば、一度に複数人でも、文字のやり取りや電話などを利用することができます。写真やチラシも送ることが可能で、情報共有や連絡調整が簡単にできます。eメールと違って、送った相手を読んでもくれたかどうかすぐ分かるのが特長です。



#### LINE活用 その1

#### 簡単に情報発信（公式LINEアカウント）

- 登録者あてに一斉送信ができます  
「隣の公園で小さな子を誘う不審者が出没しました」  
「桜の開花が早まりましたので、お花見は今週の土曜日に変更します」
- ホームページと連携して、回覧板をデジタル化すれば、いつでも、どこでも見ることができます（ホームページについては「とらの巻後編」で解説）

#### LINE活用 その2

#### 現代の井戸端会議（オープンチャット）

- 自由に参加して、話したり情報を得たりすることができます
- 自治会町内会の活動に興味があるが時間が無い
  - 退職後のために地域でつながりを持っておきたい  
「〇月〇日10:00 道路清掃できる方を募集します」  
「〇〇の発表会を町内会館でやります。見に来てくれると嬉しいです」

## 本牧大鳥自治会（第4地区南部連合町内会）の例

本牧大鳥自治会が公式LINEアカウントを導入したのは2017年。その発案者で運用の実務も担当している副会長の青山誠さんにお聞きしました。

本牧大鳥自治会 世帯数 775世帯 50班



### Q 公式LINEアカウントを始めようと思われたのはなぜですか？

A 私がやりたかったのは、若い世代それも子育て世代に対してどんどん情報を発信することでした。掲示板は数か所しかないし、回覧板には2カ月前の冊子がはさんであったりします。あまり関心のない情報も多い。自治会会員が知りたいことを十分に伝えることができません。LINEを使うと多様な情報を一斉かつタイムリーに発信することができます。それによって自治会と住民の接点が広がりました。

### Q 「ちょいサポ」とはどんなものですか？

A 毎回は来なくても暇があれば手伝ってくれる人、時間があれば手伝いたいと思っている人は結構いるものです。例えば、道路の清掃を行う際、「ちょいサポ」で呼び掛けると、時間がある人が集まってくれます。登録者は40人まで増えました。いろいろな手段で、自治会のいまを広く知ってもらうことが大切だと考えています。（「ちょいサポ」は、LINEのオープンチャット機能を利用したものです）

### Q これからLINEを導入しようとする自治会へのアドバイスをお願いします。

A LINEの導入はあくまで手段です。最も重要なのは目的の設定です。具体的にどんな課題を解決したいのか、地域の将来像をどう描くのか。そこが出発点だと思います。

本牧大鳥自治会公式LINEアカウント



インタビューの  
続きはこちら！



令和6年2月19日

自治会町内会長 各位

地域振興課長 木村 友之

### 自治会町内会実務研修会の開催について（ご案内）

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本年も地域活動推進費補助金等の報告・申請事務について、次のとおり実務研修会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 研修会概要

##### (1) 日時

第1回 令和6年4月3日（水） 午前10時00分～午前11時30分

第2回 令和6年4月20日（土） 午前10時00分～午前11時30分

##### (2) 会場

中区役所 7階 会議室

##### (3) 内容

<地域振興課>

・地域活動推進費・防犯灯維持管理費に関する書類の作成のポイント等について  
(令和5年度補助金の実績報告書作成・令和6年度補助金の申請書作成について等)

<総務課>

・町の防災組織活動費補助金に関する書類の作成のポイント等について

#### 2 対象者

各自治会町内会長・会計実務担当者等 2名程度

#### 3 お申込み方法

別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

①郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

②E-mail：na-jichikai@city.yokohama.jp

③FAX：045-224-8215

#### 4 申込締切

令和6年3月15日(金)

地域活動推進費の加入世帯数は、毎年4月1日を基準日としています。確認のため、これから作成される「総会資料」に世帯数を必ず記載ください。

記入例：加入世帯数：123世帯（R5.4.1現在）

担当：中区地域振興課 中村 滝澤

Tel 224-8131

Fax 224-8215



各自治会町内会長 様

3月15日(金)までに地域振興課へお送りください。

郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

E-mail：na-jichikai@city.yokohama.jp FAX：224-8215

## 自治会町内会実務研修会 参加申込書

1 自治会町内会名 \_\_\_\_\_

2 研修会に [ 参加 ・ 不参加 ]

※ ○で囲んでください

[参加の場合] 参加者数 \_\_\_\_\_ 名

3 参加者

氏 名	
アドレス	
電話番号	

氏 名	
アドレス	
電話番号	

(日程調整が生じた場合ご連絡させていただきます。)

メールアドレスかお電話番号のご都合の良い方をご記入ください。)

4 参加を希望する回 (希望の回へ○をつけてください。)

	第1回 令和6年4月3日(水) 午前10時～午前11時30分
	第2回 令和6年4月20日(土) 午前10時～午前11時30分

※特定の回に申し込みが集中した場合、日程を調整させていただく場合がございます。

連絡がない場合は、ご希望いただいた日程でご参加ください。

事務局記載欄

--